

序議付議事案書

開催・令和7年3月26日

所管部課	子ども未来部子ども家庭支援センター	部長	志村 明子
件 名	東大和市養育支援訪問事業実施要綱の一部を改正する要綱について		
		区分	<input type="checkbox"/> 1 審議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則		
部課機関			
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市子ども家庭支援センタ一条例の廃止及び令和7年4月1日付組織改正に伴い、中核機関の組織名を改正する。</p> <p>また、児童福祉法の改正により、従前の養育支援訪問事業の育児・家事援助支援は子育て世帯訪問支援事業に移行することとなったため、本要綱中に子育て世帯訪問支援事業の内容を追加する。</p>			
<p>(1) 主な改正点</p> <p>ア 要綱名：東大和市養育支援訪問事業等実施要綱とする。</p> <p>イ 第5条中中核機関の組織名を子ども家庭センターとする。</p> <p>ウ 育児・家事援助支援に関する内容を、子育て世帯訪問支援事業の内容に改正する。</p>			
<p>(2) 施行日</p> <p>令和7年4月1日</p>			
<p>(3) 影響及び効果</p> <p>要支援及び要保護児童の家庭への適切な支援につなげることができる。</p>			
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月1日改正児童福祉法施行 ・総務課において審査済み 			
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>			
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>序議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>			
<p>5. 審議結果</p>			

注：定例序議の場合は、金曜日の正午までに提出。